

概要

■路線の概要

生駒市コミュニティバス西畑線
南コミュニティセンターせせらぎ、中村屋東生駒店を起点とし、商業施設、近畿日本鉄道生駒線 南生駒駅を經由し、交通不便地域に指定された、藤尾町、大門町、小倉寺町、鬼取町、西畑町を經由して暗峠終点に至る全長8.2~10.1kmの路線(主系統)
※中村屋東生駒店は令和3年5月19日で廃止し、令和3年5月20日から新たに開店した業務スーパー南生駒店への路線延伸及び新規バス停の設置を行った。

■運行の主体

生駒交通株式会社

■上位計画

生駒市地域公共交通計画(令和3年3月策定)



運行車両



石佛寺停留所



鬼取町停留所

基礎データ

■人口: 11万8,621人 (令和3年4月1日現在)

交通不便地域に指定された5町の人口: 337人(令和3年4月1日現在)

■面積など: 53.15平方キロメートル

■合併状況: なし、過疎地域等指定: なし

■高齢化率: 46.52%

(令和3年4月1日現在の交通不便地域における65歳以上人口の比率)

■系統数: 令和2年10月1日~令和3年5月19日: 2系統

令和3年5月20日~9月30日: 1系統

■運行回数: 3.5回(1往復で1回)

■自治体等負担額: 令和2年度決算 4,315千円(全経費6,755千円のうち)

■協議会等開催状況(令和2年度)

・令和2年4月 第1回協議会開催(書面開催)

地域内フィーダー系統確保維持計画について、網形成計画策定業務に係るプロポーザルについて

・令和2年7月 第2回協議会開催

コミュニティバスの利用実績について、網形成計画のスケジュール等について

・令和2年9月 第3回協議会開催

網形成計画(素案)について

・令和2年10月 第4回協議会開催

網形成計画(案)について

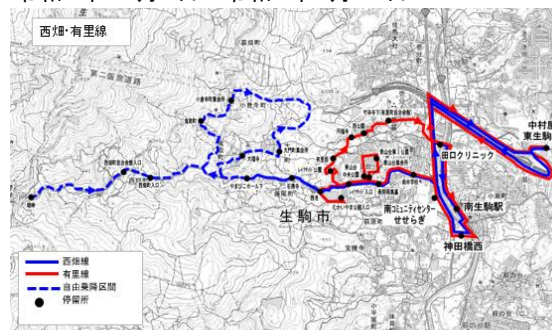
・令和2年11月 第5回協議会開催

地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価、網形成計画(案)について

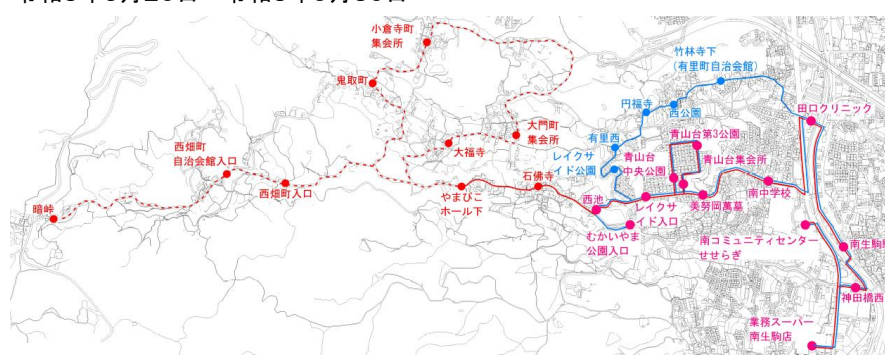
・令和3年2月 第6回協議会開催

連携計画の評価について、網形成計画(案)について

令和2年10月1日~令和3年5月19日



令和3年5月20日~令和3年9月30日



目的 計画 目標 (P)

平成23年度に策定し、その計画期間を平成32年度までとする、生駒市地域公共交通総合連携計画においては、公共交通サービスの提供を行う地域を、地区の75歳以上人口の比率、公共交通サービスの有無、バス停や駅までの距離、勾配の緩急などに着目して評価し、選定したうえで、それぞれの地域の状況に応じてサービス提供の優先順位も設定した。

当地区は、その選定地区のうちでも、最寄りの既存公共交通機関(鉄道駅)までの距離、勾配が急であるなどの地域の状況から、最優先地区と位置付けられ、平成23年10月からコミュニティバスの実証運行を開始し、利用の状況等から平成24年10月から本格運行に移行している。

人口が少なく地形が急峻で、道路が狭いという地域の状況から、これまで定期運行による公共交通サービスが提供されてこなかった当地区においては、公共交通サービスを提供するに際しての目標として、①当地区での生活交通の確保、②当地区への来訪者の増加による地域の活性化、③これらの実現のための持続的な運行に必要な財源の確保に向けた利用率の維持向上の3点を掲げている。

取組みに対する評価 (C)

公共交通サービスの提供が無かった地域に、コミュニティバスを運行し、地域住民の利便性や生活交通の確保を図るという目標については、補助事業年度における交通不便地域での利用が1日あたり5.7人(前年度から2.4人減)、系統全体の利用は1日あたり19.2人(前年度から2.6人減)の実績となった。また定量的な目標として、①交通不便地である5つの町で乗降する1日あたりの利用者数が、補助事業年度内4月1日時点での当該5つの町の住民基本台帳人口の合計に占める割合、②補助対象沿線での1日あたりの利用者数が、当該補助対象系統を利用する沿線町区の補助事業年度内4月1日時点での住民基本台帳人口の合計に占める割合、の2つを設定した。①は1.70%(目標2.33%)、②は2.04%(目標2.26%)という結果となった。補助対象沿線において人口減少や高齢化が進んでいる中、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛等の影響により、①②とも前年度と比較して減少したものの、コミュニティバスの運行が地域住民の生活を支える重要な手段となっており、目標は達成されたと評価できる。

自己評価から得られた課題、対応 (A)

当地区での生活交通の確保や地域の活性化という目的を達成するためにも、コミュニティバスの持続的な運行が求められるところであり、その実現のため、以下のような対策を継続し、交通不便地域での利用促進につなげる。また、系統全体での利用率にも着目し、交通不便地域以外の地域での利用の促進も図っていく。

- ・沿線自治会における利用の呼びかけ
- ・沿線一部自治会における回数券の購入・配布
- ・市ホームページや広報紙を活用したコミュニティバスの周知
- ・利便性向上のための運行ダイヤの修正等。(地元要望を踏まえ、沿線鉄道駅との接続に支障がないよう随時対応を検討する)

具体的取組み (D)

平成28年度:
年度内の年末年始を除く平日、244日において、1日8便(4往復)を運行した。

平成29年度:
年度内の年末年始を除く平日、244日において、1日8便(4往復)を運行した。

平成30年度:
年度内の年末年始を除く平日、244日において、1日8便(4往復)を運行した。

令和元年度:
年度内の年末年始を除く平日、241日において、1日8便(3.5往復)を運行した。

令和2年度:
年度内の年末年始を除く平日、241日において、1日8便(3.5往復)を運行した。

令和3年度:
年度内の年末年始を除く平日、243日において、1日8便(3.5往復)を運行した。

各年度において、日毎の停留所毎の利用者数や運賃等収入、運行経費について、運行事業者の協力のもとに把握し、運行による効果につながる利用状況や持続的な運行につながる収支の状況について検証を行った。

アピールポイント、特に工夫した点など

平成29年8月から福祉施策として実施している「生きいきクーポン券」(75歳以上の高齢者や障がい者へ配布)でコミュニティバス回数券の購入に利用ができる取り組みにおいて、運行事業者とともに登録した自治会単位でも販売できるように取り組んだ。

平成29年11月から経路検索アプリ(ジョルダン、令和元年6月からNAVITIME)でダイヤ検索を開始した。